



シルバー津山

12月末会員数

合計	424名
男性	287名
女性	137名

編集・発行/公益社団法人津山市シルバー人材センター 津山市井口21-1 ☎(0868)23-5378 発行日/令和2年1月14日

安全講習会受講者募集!

安全な就業の為に、ぜひ皆さん受講してください!
受講経験のある方も復習の為に受講しませんか?

研修内容: 救急処置等

開催日時: 令和2年2月12日(水)午前10時~12時(2時間程度)

会場: 津山市シルバー人材センター会議室(津山市井口21-1)

定員: 会員 約20名

※参加ご希望の方は2月4日(火)までに事務局まで事前予約をお願いします。
(シルバー事務局 23-5378 まで)



~主な行事及び会議~

- 12/16 接遇マナー講習(事務局)
- 12/17 入会説明会(事務局)
- 12/24・25 班長・リーダー・役職員研修会(事務局)
- 12/27 事務局仕事納め
- 1/6 事務局仕事始め
- 1/16 津山市SC独自剪定講習会(浄化センター)

会報267~268号掲載の件
発電機1号機と
10ℓガソリン携行缶
が戻ってきました。

今後は備品貸出簿の
記入を必ずお願いし
ます!

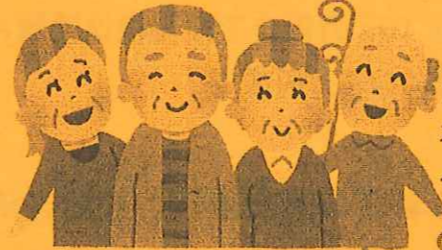


リーダー・役職員研修会が 開催されました (美作市シルバー人材センター合同開催)

12/24(火)・12/25(水)の両日、津山市シルバー事務局会議室にて、班長・リーダー・役職員の交流と資質向上を図るため、NRI社会情報システム株式会社 兼永 敏博氏を迎えて、シルバー人材センターの基礎知識を学ぶ研修会が開催されました。

~会員募集について~ ぜひともお友達を誘ってみてください! みんなのロコミお待ちしております!

現在、新規入会者数が伸び悩んでおります。お知り合いで、新たに会員になりたい方をご存じでしたら、事務局までお知らせください。入会説明会のご案内をさせていただきます。



剪定枝葉のチップ無料提供 (一般市民含む)

剪定枝葉などを細かく砕いてチップにしたものを無料で提供します。

日時: 令和2年2月18日(火)午前9時~午後3時まで

場所: シルバー人材センターチップ作業場

(野村824 まほらファーム近く)

受取方法: 受付簿に記入し、各自で持参の袋に詰めて持ち帰ってください。ただし、軽トラックへ機械で積み込んだ場合は、実費として積込料金が必要です。(軽トラック枠無し一杯500円です。釣銭のいらないようご協力をお願いします。) 配達ありません。

※前日と当日は剪定屑の持ち込みをしないようご協力をお願いします。



久米会員の皆さまへ お知らせです

①シルバー久米班のボランティア作業(除草・剪定作業)を令和2年1月25日(土)9時から開始します(2時間程度)。(場所: 久米支所周辺と体育館周辺。集合は体育館前。)

②シルバー久米班の平成31年度の総会と懇親会を令和2年2月15日(土)午後1時から開催します。(場所: 民具研修室【中北下】)

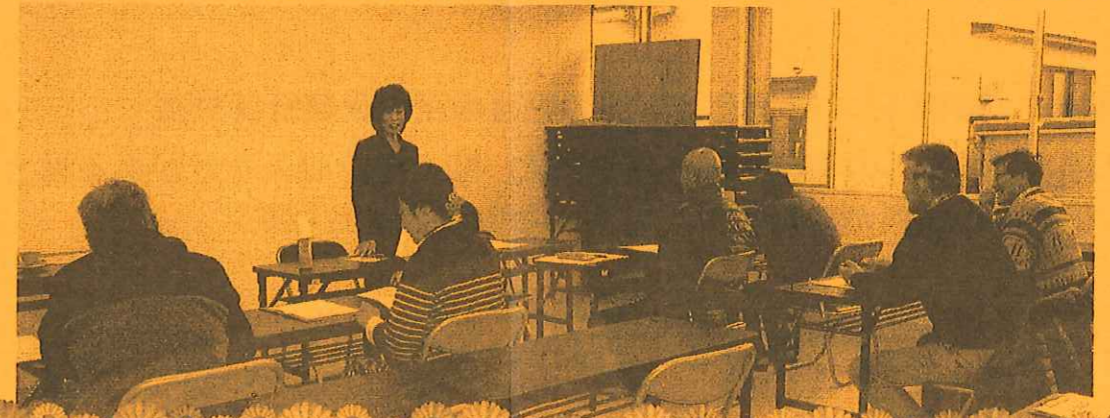
※詳細は該当会員へ別紙配布

★12月分の配分金振込日は、
令和2年1月20日(月)の予定です。

接遇マナー講習会が開催されました

12/16に津山市シルバー人材センター会議室にて、『短気は損気! 怒りをコントロールして気持ちよく働こう』をテーマに、お仕事する上でのスキルを勉強していただきました。

講師のかたの楽しいお話で、皆さん楽しく学習していただきました。



配分金と税金について

シルバー人材センターから、就業された会員さんに支払われる「配分金」は、所得税法上「雑所得」として取り扱われます。所得の計算において、必要経費が無い場合でも、家内労働者の事業所得の特例により65万円を上限に、必要経費が認められます。

計算方法は、以下の事例のとおりになりますので、どうぞ参照ください。
(基礎控除以外の所得控除が無い場合を例示しております。)

事例1 会員の収入が配分金の場合の所得税額の計算方法

$$\text{配分金} - \begin{matrix} \text{特例による} \\ \text{必要経費} \\ (65 \text{ 万円}) \end{matrix} - \begin{matrix} \text{基礎控除} \\ (38 \text{ 万円}) \end{matrix} \times \text{適用税率} = \text{所得税額}$$

上記計算のとおり、会員の所得が配分金の場合には103万円まで所得税は課税されません。
(住民税は93万円まで)

事例2 会員の収入が配分金と公的年金等がある場合の所得税額の計算方法

$$\text{配分金} - \begin{matrix} \text{特例による} \\ \text{必要経費} \\ (65 \text{ 万円}) \end{matrix} + \begin{matrix} \text{公的} \\ \text{年金等} \\ \text{の合計額} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{公的年金} \\ \text{控除額} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{基礎控除} \\ (38 \text{ 万円}) \end{matrix} \times \text{適用税率} = \text{所得税額}$$

事例1・事例2とも算出中で配分金額が65万円未満のとき、その必要経費算入額は配分金相当額となります。また、平成25年(2013年)から令和19年(2037年)までは、算出された所得税額について2.1%の税率で復興特別所得税が加算されます。

事例3 「事例1」「事例2」以外の場合の所得税額計算方法

農業・営業などの事業所得、給与収入、個人年金収入などがある場合については家内労働者の事業所得の特例が受けられない場合があります。

公的年金控除額

【65歳未満の人】…昭和30年1月2日以降に生まれた方

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
70万円以上130万円未満	70万円
130万円以上410万円未満	年金収入×25%+37.5万円
410万円以上770万円未満	年金収入×15%+78.5万円
770万円以上	年金収入×5%+155.5万円

【65歳以上の人】…昭和30年1月1日以前に生まれた方

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
120万円以上330万円未満	120万円
330万円以上410万円未満	年金収入×25%+37.5万円
410万円以上770万円未満	年金収入×15%+78.5万円
770万円以上	年金収入×5%+155.5万円



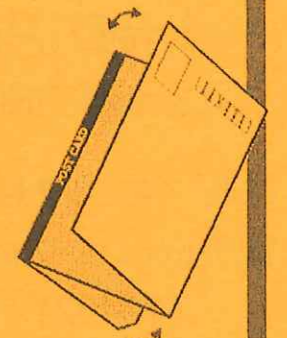
※詳しくは津山税務署(☎22-3147)まで
お問い合わせください。

★配分金支配証明書について

平成31年度(平成31年1~12月就業分)の『配分金支払い証明書』を、該当期間に就業された方全員に圧着ハガキで送付致します。(証明額には、立替材料費は含まれていません)
※令和2年1月中旬頃までに届きます。

確定申告には、『配分金支払い証明書』が必要になりますので大切に保管してください。

再発行は出来ませんので大切に保管してください。



★「源泉徴収票」について

なお、派遣会員さんには、12月末に源泉徴収票(平成30年12月~令和元年11月就業分)を送付致しました。(R1.12.26投函)

再発行は出来ませんので大切に保管してください。